

# 医療 DX 推進体制整備加算についての掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応しております。

- ✂ オンライン請求を行っております。
- ✂ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ✂ 医師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ✂ 電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。  
(令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置)
- ✂ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーが対応準備中につき、計画推進中です。  
(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)
- ✂ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関しては、既に利用体制を整えており、利用方法等を院内掲示・推進しております。
- ✂ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。